

第七十一回国 参議院建設委員会會議録第二十四号

昭和四十八年九月十一日(火曜日)

午前十時二十一分開会

委員の異動

八月三十日

上田 稔君

補欠選任

林田悠紀夫君

補欠選任

八月三十一日

林田悠紀夫君

補欠選任

九月四日

竹内 藤男君

補欠選任

金井 元彦君

補欠選任

九月十日

金井 元彦君

補欠選任

九月十一日

中村 楨二君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長 野々山一三君
理事 大森 久司君
大津井 真君
竹内 藤男君
山内 一郎君
沢田 政治君

委員

上田 稔君
熊谷太三郎君
小山邦太郎君
古賀雷四郎君
中津井 真君
中村 楨二君
米田 正文君
中村 英男君

國務大臣

建設大臣

金丸 信君

政府委員

経済企画庁総合開発局長

下河辺 淳君

環境政務次官

坂本三十次君

環境庁自然保護局長

江間 時彦君

運輸省港湾局長

竹内 良夫君

建設大臣官房長

高橋 弘篤君

建設省河川局長

松村 賢吉君

建設省河川局次長

川田 陽吉君

建設省道路局長

菊池 三男君

事務局側

常任委員会専門員

村田 育二君

説明員

環境庁水質保全局長

山村 勝美君

法務省民事局参事官

古館 清吾君

通商産業省立地公害局工業再配置課長

志賀 学君

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○公有水面埋立法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(野々山一三君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。九月四日、竹内藤男君が委員を辞任され、その

補欠として金井元彦君が、また九月十日、金井元彦君が委員を辞任され、その補欠として竹内藤男君が、それぞれ委員に選任されました。

○委員長(野々山一三君) 次に、理事の補欠選任についておはかりいたします。

ただいま御報告いたしましたとおり、委員の異動によりまして理事が一名欠員となっております。理事の補欠選任につきましては、先例により委員長の指名に御一任願いたいと思存しますが御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(野々山一三君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に竹内藤男君を指名いたします。

○委員長(野々山一三君) 公有水面埋立法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○沢田政治君 この前の委員会で、公有水面、公有物ですね、これを埋め立てて、これを免許して、そして私有権を与えていく、財産権ですね、こういうことは、現下の情勢から言って非常にわれわれは納得できぬと。一方においては公有地取得の法律案なんか出しながら、片一方は公有地を今度は私の権利に属する財産権として与えていくと。全くこれは矛盾しておると、こういうことを指摘したわけでありまして、そういう問題があると同時に、やはり工業のために水が足りない、ダムだ、今度は土地が足りない、埋め立てだ、こういうことが一体自然環境なり生活環境にどういう影響をするのか、こういうことを考えずに、そこに山があるから登るといふ式に今日までやっている、日本列島が総公害を引き起こしておるわけでありまして、いまこそ、もっと原点に返って、生活中心の原点に返って問い直す必要があるのではないかということも、この前強調したはずであります。ところが、たまたま今度は東京湾の横断橋ですか、これをつくる計画が新聞に出ておるわけがあります。当初は技術的に非常にまだ未解明なところがある、あるいは及ばず影響、環境に及ばず影響についても、まだ把握できておらないということだと思存しますが、そういうことで、今日まで調査をしまいたわつておりますが、そういう若干の考えるべき点について、ある程度の解明ができた、こういうことで今年一億二千万円ですね、来年度予算を要求をして、そうして本格的に調査をして、昭和六十年に供用を開始する、こういう点が発表になっておるわけでありませぬ。私は新聞で見ると、以上のことはわかりませんが、はたして環境等に及ばず影響というものを、どういふ結果になるかということを明確に把握したかどうかということでありませぬ。一九五〇年代から六〇年代にかけて、特に未開発国が中心になって人口が増大する、食糧が不足だ、そこでダムをつくらせて、かんがい用水とか発電用水をつくらせていくことで、これはエジプトでもそうでありませぬし、パキスタンでもそうでありませぬし、ブラジル等でも盛んにそういうダム、そういうものが進められてまいったわけでありませぬ。その結果が、いま現在の人知では考えられない自然の反発を受けておる面も世界随所にできてきておるわけでありませぬ。そういう面から考えて、工業のために必要だから横断道路をつくる、まあ支障がなからう、こういうことだけで踏み切られたんでは、これはたいへんだと思存します。しかも、今年度を初年度とする第七次道路五カ年計画が発足したわけでありませぬ、その審議の際にも、今年度で

産業のための道路じやいかぬ、生活道路を重点にすべきだ、こういうことを各委員が強調してまいったわけでありませう。ところが、年度の発表によりますと、三千八百億円かけて昭和六十年までに、また何というか、技術的にも環境に及ぼす影響も私どもは疑問があると思ひますが、それを進めようとしておる。そういうことから考えて、やはり建設行政というものは全然発想の転換とか流れを変えておらぬ、依然として産業中心であり、企業中心の建設行政である、こういうふうに見ざるを得ないわけですね。われわれのひがみかまわかりませんが、この点について大臣はどうお考えになっておられるのか。いままでの答弁は、いや、生活道路中心にやるのだ、意を用いたのだということをおっしゃるわけだけれども、次々出てくる実際のこういう現象というものはそうじゃない。依然としてそれをもう促進しよう、拡大しよう、強化しよう、こういう方向にとられてならぬわけでありませうから、その点に対する大臣の所信をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(金丸信吉) 環境保全等につきましては当然考えなければならぬ問題でありますし、また、ただつくればよろしいということではないということも当然であります。ただ、現状の状態を考へてみますと、千葉―東京間等の交通状況を見ましても、幾つかの道路がありますが、交通渋滞はまことにほほはしいものがある。そういう意味でパイパス的な東京湾横断道路というものを考へる。あるいは京浜地区の人口あるいは工場、生産機能というようなものを分散するというような考へ方、そういう上に立つてもこの横断道路は必要だという考へ方、私はこの道路を来年度の予算にも要求をいたしたわけでございますが、そのとき、これをつくるに公害という問題はどうなるんだということを十分詰めたわけでございますが、七年間調査等をやつてまいりました。公害等も技術的に及ぼす影響というものは全然ないとは申しかねるけれども、いままでのような公害というものは考へ得られない、技術的にそれは

説明できるというような説明も承りまして、この際、非常に私のところへもこの道路をつくつてほしいという要望、要請が強いものであるものでございませう。一応道路局長、道路局の幹部等とも十分打ち合わせまして提案いたしましたわけでございます。これをつくるにきましては当然関係公共団体等とも十分な協議の上今後やつていかなければならないし、また東京湾総合開発協議会等もあるわけでございますが、そのほうの要請も強い要請が来ております。しかし、この協議会から東京都知事が脱会したいというような話も聞いておりませう。またその状況はつぶさに私は聞いておりませう。まだありますが、辞表は預かつておるという程度だということで、その辺にもいろいろ問題点はあると私は思ひますが、そういうものも何もかも、理解ある結論のもとにこの話をつけてまいりたいということで考へてきたわけであるということをおし上げて御理解をいただきたいと思ひわけでありませう。

○沢田政治君 「船舶航行および湾内環境に及ぼす影響」これを読みますと、これは皆さんのほうで出した資料であります。シミュレーション手法により潮流および汚濁の計算を実施した。ということ、その(2)のほうで、「東京湾横断道路を設置することにより生ずるCOD濃度分布の変化は、横断道路の近傍に限られ、湾奥部での変化は、かなり小さい。」何を基準にしてかなり小さいのかですね。非常に自信がないんですね。影響ないとは言つておらぬのです。かなり小さいとか、また一番末尾のほうに、湾奥部並びに湾口部における変化は、かなり小さいと推定される。これは汚濁ですね。まあこういうふうに非常に、推定されるところかなり小さいというだけだけれども、絶対的によい変化ありませんと、影響ありませんと断言できないんですね。断言しておらぬわけですよ。そういうあやふやなものを三千八百億円もかけて何のために無理強行しなくちゃならぬかということに私は疑問を感じざるを得ないわけですよ。人が通る生活道路とはこれは全然違つてありませう。

す。そうでしょう。しかも人工島を二つつくると。そうしてこの沈埋面といひますか、沈めてトネルつくるあれですね、沈埋面です。こういうのは影響しないはずはないし、と同時にまた、これは産業中心の道路なわけですよ。でなくとも、今度は事務所新設税を設けようとか、一方においては都市の過度集中というものを排除しようといふことをしながら、その必要性を痛感しておりながら、今度はこの横断道路ができたことによつて経済効率が高くなるわけでありませうから、ましてやこれは人口集中の一つの引き金になる可能性があるわけですよ。でありますから、私は、先ほどの生活道路とこういう工業道路、あるいは都市の集中化を、過密化を排除するという政策を一面やつておきなから、一面においてはまた人口の過密の引き金となるような相矛盾した政策をとるといふことは、これは納得できないと思ひわけでありませう。このメリットとイロをどこに求めてこの道路をつくらうとするのか。デメリットといふことを考へなかつたかどうかですね。これ以上やはり京浜、京葉に人口というものを集中させようといふような意図があるかどうか。そうであるならば、皆さんが今日までわれわれに答えてきた数々の法案審議の際の答弁というものは全く言わざるを得ないわけだ、悪く邪推すると、どうも判断に迷つたわけだ。これは道路局長、あなたこの面については、これは所管であるから、そういう面を明確に考へてやつておられるかどうか。どうもおかしいと思ひます。何か利害関係者が早くつくれば、つくれと言つたら、まあ行政官庁も腰を上げてやろうと、こういう気持ちなのかどうか、悪くすれば、どういふことですか、これは一体。

○政府委員(菊池三男君) 初めに、ちよつとこの資料に「かなり小さい」とかといふようなことが書いてございませうので、何か自信がないじやないかといふようなこととございませう。ちよつと簡単に申し上げますけれども、確かに「かなり

小さい」といふふうに書いてございませう。ただ引き続きまして、かなり小さいけれども実際にどのくらい変化するかといふことが続けて書いてございませう。一番変化するところで、たとえば橋のすぐそばで二・五PPM程度のものが最高一番上がつて三・五PPM程度に増加するところもあるが、逆に現在五PPM程度のものが最低一番下がつて四PPMといふふうには、一PPM程度の増減があるといふことが続けて書いてございませう。したがつて、それが最高の場合でそれだけなんだから、もう最高でなければほとんど影響はない。それが橋の近辺で、横断道路の近辺でそういうこととございませうので、湾口部とかあるいは湾の奥のほうへ参りますと、もうほとんど、まあゼロになる。しかし、これも絶対にゼロになるという一PPM程度は一つのシミュレーション方式といふ手法で潮流を計算して、そして汚濁を計算してございませうので、まあ絶対といふことは非常に慎重に使用しますので、かなり小さいといふ書き方してございませうけれども、いま言ひましたように、それじゃあ実際の変化するところは一番大きいところでも一PPM程度であるから、かなり小さいといふことは、それよりうんと小さいのだといふふうにお読みいただきたいと思います。しかし、これは東京湾の汚濁の問題でございませうので、いままでいろいろ調査をやりました結果、そういうことではありますけれども、この汚濁の問題についての説明はさらに進めなければならぬと思ひております。

それからこの横断道路のメリット、デメリットを考へたことがあるかという御質問でございませう。確かにメリットもございませうし、デメリットもございませう。ただこの道路は、東京湾沿いに湾岸道路をいま計画しております、もう現実に仕事もどんでん着工しております、その湾岸道路のこれは一部をなすものでございませう。東京湾沿いにずつと道路をつくりませうと、それが閉じることによつてその効果は非常に大きい効果をもたらすの

でございます。かつては湾口部、これは富津とそれから三浦半島の一帯の横須賀の先でございますけれども、それを結ぼうという計画がございましたけれども、そこは非常に水深も深いし、距離が長く、いまの技術では非常にむずかしいというところで、そちらのほうはまだちょっと問題点があるうかと思えます。この中央部におきましては、技術的にも可能であるし、これを結ぶことによりいまの湾岸道路とともにその効果があるというふうに考えております。

それから先ほどお話ございましたように、一部沈埋トンネルをいたします。これは全部橋ですと、これは橋ですから足は立ちますけれども、普通の川に足が立っているように、そういう湾の水の動きというに対しては非常に影響が小さいわけでありまして、航路の関係で二キロメートルクラスの大きい航路をとりまして、どうしてもその間は橋では、いまの技術ではできない。やむを得ず沈埋トンネルをやることにしております。そうしますと、水面の上を橋で行ったものが下へぐりましますけれども人工の島をつくりまして、その島の中で地下へもぐるという形をとらなければなりませんので、島が二カ所できます。これは表面に出ているのは長さ五百メートルぐらいですから、それが二カ所で約一キロ、それに少しすそのほうが出るとして一キロ五百か二キロぐらいのあるいは阻害するものになるかもわかりませんが、まあ全体で十五キロほどあるところがございますので、その潮流に与える影響もほとんどありませんし、したがって環境が、いまより水質汚濁が多くなるということもないというふうに考えてございます。

そのほか、これをやることによって、あるいは房総、あるいは京浜、京葉工業地帯がますます人口過密になるのではないかとのお話でございますけれども、確かにそういう見方も成り立つと思えますけれども、また一方、先ほど大臣が申しましたように、京浜工業地帯あるいは京葉工業地帯にございます工場がこちらへ移って工場の再配置

ということになりますと、少なくともいまの過密が比較的過疎の地域へ動けるといふことにもなりますので、そういう意味のメリットはあるうかと思えます。ただ、その場合も無制限に野方図にやりますと、これはスプロール化したしますので、これはちゃんとした一つの土地利用等の計画を立ててやらなければならぬと思えますけれども、そういう意味で必ずしも過密を促進するばかりのものではない。しかも、これは昭和六十年を目標に考えておりますので、まだ十年以上先のことでございますが、そのときの交通の状況等を考えますと、湾岸道路をつくっても、湾岸道路が全部一ぱいになり、しかもさばき切れないう交通が残るといふことになりまして、この横断道路を利用して東京なら、たとえば東京の都心を通らなくても済む車はこの横断道路を通じていくというふうなことのメリットもございまして、メリット、デメリットいろいろございまして、メリットが非常に大きいことと、それからデメリットについてはいろいろなまた対策を講ずることによって、それをある程度減らせるということもござい

それからも一つ御質問で、市町村道等の生活道路をやると言いながら、これは産業優先の道路じゃないかということもございまして、確かにいまの私のこの考え方は生活道路を中心にやっていますというふうな考え方をしております。それはいまも変わりません。この横断道路の場合は、実は有料道路でやろうという計画でございます。したがって、全体で三千八百億という数字でございますけれども、ほとんどそれが有料道路事業でございますので、市町村道等を整備する、いわゆる公共事業の費用というものはこの中に割程度しか入らないと思えます。残りは財投等によりまして市町村道は市町村道なり五カ年計画を御審議いただきましてと、同じ考え方で進めていくつもりでございます。

それからも一つ御質問で、市町村道等の生活道路をやると言いながら、これは産業優先の道路じゃないかということもございまして、確かにいまの私のこの考え方は生活道路を中心にやっていますというふうな考え方をしております。それはいまも変わりません。この横断道路の場合は、実は有料道路でやろうという計画でございます。したがって、全体で三千八百億という数字でございますけれども、ほとんどそれが有料道路事業でございますので、市町村道等を整備する、いわゆる公共事業の費用というものはこの中に割程度しか入らないと思えます。残りは財投等によりまして市町村道は市町村道なり五カ年計画を御審議いただきましてと、同じ考え方で進めていくつもりでございます。

○沢田政治君 第三セクターでやるから全然関係ない、影響ないと、こう言われておりますが、約十九兆五千億円で、第七次の五カ年計画。この中から一銭も取らぬのですか、どうですか。これとの関係はどうなっていますか。

○政府委員(菊池三男君) 十九兆五千億の中からこれに対して支出がございまして、

○沢田政治君 そうでしよう。だから影響ないじゃない、影響あるじゃないですか。この影響の率はどうか別として、影響ない、支障がないといふことは、これは言えないと思っております。それからもう一つは、開発にあたって第三セクター方式をとると、これはどこかわかりませんが、官民共同出資になるわけだね。つまり、それが第三セクター方式になるわけで、これをとるといふことはどういう意味ですか。やっぱり一番利益を受けるのは関連産業とか一般に金融資本を含めて産業界だ、であるから自分の金を当初出してやるべきだと、投資すべきだと、こういう考え方がありませんか。ほんとうに国民のために必要な生活道路、国民に利便を供するものであったならば、これは全部国費でやるべきだね。そうじゃない、第三セクターによってやるということは、産業に裨益する度合いが大きいと、こういうことをいみじくもここに露呈しているじゃありませんか。どうですか、だれのためにやるのですか、一体これは。

○政府委員(菊池三男君) 有料道路をやりますと、いまの考えは第三セクターという形で国とそれから民間のエネルギーを集中、利用いたしまして、民間のエネルギーと両方でこの仕事を進めていきたいというふうな考え方をしております。いまの考え方は、大体半分ずつ出そうじゃないかというのを考えております。これは、その分だけ産業に利益があるからじゃないかという御質問でございますけれども、これは確かに道路なり橋なりをつくりまして、これはもう多かれ少なかれ産業にもあるいは生活にもすべてに利益があるわけ

でございます。したがって、公共事業でやるわけでありまして、この場合は非常に地域的であり、国で全額やるのが、これが一番いいわけでありまして、いままの国の段階からまいますと、なかなかこの一部の地域に大きな投資をすることができないということから、これはまた本州、四国の連絡橋につきましても、やはりこれは公園をつくっておりますけれども、国が公園をつくってやっておりますけれども、やはり国とこれは地元の公共団体でありますけれども、双方でやっていくというふうな形をとっておりますが、そういうふうな非常に地域的であるがために国だけで全額投資できない、またそれだけの余裕もないということもありません。また一方、先ほど申しましたように、昭和六十年時点では湾岸道路だけではだめなので、しかも湾岸道路の効果的な利用をはかるには閉じてないといけない、リングになっていないと効果がでないということから、国のほうもそれだけのメリットがございまして、それで半々ずつ出してやろうというふうなことにしております。

○沢田政治君 これは人工島をつくるということ、海を埋め立てるわけですから、当然、公有水面埋立法が適用になるわけですね、これは海を埋めるのだから。しかし、そんな問題はいいんです。いいんですが、肝心の東京都知事がこれには反対だと、何かの組織に入っておったわけですが、これも抜けたわけですね。これは東京湾というのは東京ばかりじゃないけれども、東京湾といったら東京都ですね。この都知事、責任者が、公害が明確に湾岸におる人、湾岸後背部におる人に影響がないということが立証されない限りにはこれは加担できぬと、こう言っているわけだね。きわめて幽切のいい態度を表明しているわけですね。にもかかわらず建設省は、東京都がどういう態度をどうかがこれを無理強行しようとしておるのかどうかが、ほくはやはり少なくとも東京湾の東京都が納得できないものを無理強行すべきじゃないと思えます。これは感情的に反対しているわけじゃない

のですから、これ以上都民の生活環境を悪化させ
ちゃいかぬと、慎重には慎重を期すべきだとい
う、当然地方自治体の首長として住民の生活環境
を守るというものからいけば、それだけの慎重
を期するのは当然だと思ふのですよ、これ。大
臣、東京都が反対してもかまわぬ道を歩くとい
うことでやりますか。私は絶対そういうことは
すべきじゃないと思ふ。それを建設省が、東
京都がどう反対しようが無理強行しようとい
ふことになる、私が昌頭と言った、産業のため
み貢献しなくちゃならぬという一つの片寄った観
点に立っている私は思ふざるを得ないわけで
が、どうです。

○国務大臣(金丸信君) 先ほど来から私も申し上
げておりますように、関係公共団体等と十分な話
し合いの上でこの道路をつくらなくちゃならぬ。
また、東京都知事がこの会から脱会したいとい
うような申し出もあつたという話も、私もうす
聞いておるわけでございますが、そのようなこと
で、あくまでも反対してもつくるぞということ
なくて、十分な話し合いの上でやらなくちゃなら
ぬということは当然だと私も考えております。

○沢田政治君 いまの御答弁を私なりに解釈いた
しますと、湾岸一帯の地方自治体の首長が、これ
は疑問がある、納得できぬと、こういうことであ
るならば、こういう計画は持っているのだけれど
も、建設省としてはもう待ち切れぬということ
で、米年度からこれももう本格的に乗り出すとい
う、俗に言う見切り発車はしない、もっと慎重な
態度をとりたいと、こういうように解釈してい
んでますか。

○国務大臣(金丸信君) 見切り発車はいたしま
せん。
○沢田政治君 わかりました。
それで、河川局長を含めた話であります、や
はり自然を克服したのか自然を改良したのかは別
として、自然というものをある程度変形せしめた場
合はたいへんな返しがきています、自然の
何というか、抵抗を受けているという例を先ほど

若干言つたわけでありまして、特に東京湾以上相
当な緻密なものをエジプトのアスワンハイダムで
すか、あそこはしたと思ひますね、あれだけの世
紀の事業ですから。十一年ぐらいかつたでせよ
う。あれでさえも当初の計画から相当の誤差が生
じておる、こういうことがいわれられておるわけ
です。でありますから、ともかく産業発展のため
は自動車を通さなきゃならぬと、東京湾にさえも
通さなきゃならぬと、こういう単純な発想と動機
だけじゃいかぬと、こういうように私どもは考
えているわけです。でありますから、何とか方式
やつてだいたいようぶだろうと、こんな簡単なもの
じゃいかぬと思ひますよ。もっと綿密にやれば
り時間をかけて調査をする必要があると思ひま
す。

そこで、一度建設省の認識の度合いをお伺いす
るために、一体あのアスワンハイダムとか、ある
いはまたパキスタンのダム、こういうものは所期
の計画どおりにいっているのかどうか、どうい
う影響が今日起きておるのか、こういう点の皆さ
んの理解ね、自然に対する改造というものがどう
いう自然の反響を受けるかという一つの理解の度
合いを私はたずねて聞いてみたいと思ひます。
アスワンダムはどうなつていますか、いま。

○政府委員(松村賢吉君) アスワンハイダムにつ
きましての詳しい内容については、私、実はよく
理解しておりません。ただし、まあある程度相当
影響があるというふうなことにのびく然と
したニュースのみでございまして、これに對す
る私どもの態度といひますか、これについては論
議を交はしておらないわけでございまして。

○沢田政治君 だから、東京湾にしても信用でき
ないわけですよ。やはり世界各国に起つてお
るそういう自然を改造した場合の生態学的な影響
というものを考えずに、ただ技術的にこれは解明
できるよとかできないよとか、工法がどうかとか、
こういう簡単なことでやられたんじゃ人間さまのほ
うはこれはいへんですよ、橋がかかるとか、わ
からぬし、ダムができるかもわからぬけれども

こういうのはもう少しやっぱり世界各地にそ
う現象が起きているんだから、他山の石じゃな
く、わがこととして、こういうことをばくは勉強
しておく必要があると思ひますね。私も専門家
じゃありませんから、朝日新聞等でもエジプトの模
倣をある程度概略伝えているでしょう、これは。
それと、リーダースダイジェストの一九七二年の
九月号にクレア・スターリングというレポーター
が詳細に報告しているわけだ、こういう現象が
起きておるんだと。だから、各国ともこの種の自
然の脅威、また自然の何というか、反響に對して
情報を交換する時代に入つてきたんだということ
をお聞きが、どうなつておるのか、これはたい
へんなことということはわかるけれども、調べて
おられませんんというものは、まさにもう認識不足
ですね。

これは当初の計画どおり水がたまらぬでし
よ。しかも、これは計算が狂つたのは、そういう
膨大な水面の上では風速というものが高くなる
という計算が入つておつたとかおらぬとか、こう
いわれておりますね。しかも何というか、かんがい
用水によつて多毛作の作物をとるといふのは、あ
の泥の中に含まれている自然の有機質の肥料で
すね、これはもうダムでせきとめられるわけであ
りますから、これは全然肥料がからなくなつて
おる、もう年間一億ドルの肥料を投下しなくちゃ
ならぬだろうと、こういうことですよ。金がか
るどころか金をかけなくちゃならぬだろう
と、イワンも一億八千トン、これはプランクトン
の影響でとれなくなつた。しかもパキスタンと
同じように、ああいう砂漠地帯の地下水の水位と
いうものは非常に低いわけですよ。ところが、か
んがい用水をやることによつて地下水の水位がこ
う上がつてくるわけだ。となりますと、砂漠地帯
の底というのは塩分が非常に多いわけでありま
すから、毛細管的な現象によつて水位が上がるわけ
でありますから、パキスタン等では毎年四方ヘク

タールの耕地が逆にかんがい引いたことによ
つて投げざるを得ないと、二千万ヘクタールのうち
半分がその塩害によつて影響を受けているだろ
うと、こういう報告がされておるわけですよ。
これはダムのことだから、いまの埋め立てとは
関係ないにしても、こういうように自然といふも
のはやっぱり自然で、みんなと競合して生きて
きたわけだ。そうして人間はそれに順応して生きて
きたわけだ。その自然をばかすることによつて何
らかの影響というものがわれわれの周辺に出てく
るといふことは当然予測しなければなりません
ね。まだまだ宇宙まで行く今日といへども、地球
周辺、地下、こういうものの構造、メカニズムと
いふものは完全に把握し切つておる段階じゃない
と思ひますよ。でありますから、慎重の上にも
慎重を期すべきだと思ひますよ。わすか一年や
二年の調査で、シミュレーション方式によつて推
定されることぐらいで着手されたのでは、これは
たいへんなことになると思ひます。そこで、何方
式でもけつこうですから、どういふことで、どう
いう検討の結果、どうしてこれを着手してもいい
と考へたか、いまここで口頭で答弁を求めても時
間がかかると思ひますから、そこに到達するま
までの一つの皆さんの議論の内容といふものを委員
会に資料として私に出してもらいたいと思ひま
す。これは要求しておきます。いいですね。

○政府委員(菊池三男君) 資料として提出いた
します。
○沢田政治君 それで、いま当面、これは東京湾
もそうですし、日本列島全部そうですが、瀬戸内
海のいまの立地条件は一体どうなつておるのか。
どういふものがたたくさん立つて、どういふ影響
で今日瀬戸内海が死の海と称されておるのか。称さ
れるじゃなく、これはまさに死の海になつておる
わけですよ。したがつて、これをどうもつと、ま
あ、まだ七万ヘクタールですか、埋め立てる予定
のようですが、もうこれ以上埋め立てたんじゃ完
全に、どんな方法をどうしようか、工業用水、生活
用水等によつてこれはもう海流も変わつてくるし、

それからもう汚濁というものはこれは進行すると思ふんだよな、いまの人知で、どういう方法を考えたところでね。それは部分的に水質を規制したところで総量でいくわけですから、これは全体としては瀬戸内海が死の海の方に向かつて、ますます何というか、進んでいくことは明らかであらう。でありますから、いまのところは飽和状態だと思ふですね。これ以上はもう瀬戸内海の埋め立てというものはこれはすべきじゃない、こういうふうな考えをおるわけですが、これは運輸省も来ておりますが、環境庁、建設省、これ以上瀬戸内海の埋め立てというものをふやしていく気があるのかどうか、もうここで規制しなくちゃならぬというように考えているのかどうか、三省のほうから御答弁願いたいと思ふます。

○政府委員(竹内良夫君) 運輸省として考えておりますのは、現在これ以上瀬戸内海を埋め立てることは極力押えなくちゃいけない。しかし、先生のおっしゃいますように、そこにはやはりメリットとデメリットが確かにあると思ふます。また瀬戸内海というところは、産業だけではなく、やはり人間の生きていく上で非常に重要なところである、いろいろの点から考えまして、完全にここで全部ストップしてしまわなくてはいけないというものはなく、やはりその点を十分考えながらメリット、デメリットを考えまして、地方公共団体等の意見も十分に聞いて考えていくべきであると思ふます。そういう点を中心といたしまして、環境庁を中心とする瀬戸内海環境保全特別措置法案を現在御審議中でございますので、それに従ってやっていきたいというふうに考えております。

○政府委員(竹内良夫君) いま先生のおっしゃいました六万云々という数字は、ちょっと私のほう現在持っておりますが、大体埋め立ての計画と申しますのは各地方公共団体あるいは港湾管理者がそれぞれ毎年つくる形になっておまして、国といたしまして、たとえば港湾整備五カ年計画というふうな形で全体的に計画的に埋めていくということはおやっております。いま手持ちとして持っております資料で申し上げますと、瀬戸内海地域には新産業都市が四つございまして、工業整備特別地域が三つございまして、それぞれの造成済みの面積とか、あるいは造成中の面積は、私のほういま調べておりますけれども、トータルとして計画としては持っております。

○政府委員(竹内良夫君) 現在港湾審議会等におきまして、港湾管理者のつくりました計画をチェックしている、運輸大臣のほうで審議しているという形をとっております。その審議会を経ました計画はそれぞれの港において持っております。したがって、先生のおっしゃいました御要望に對しましては、それぞれの港湾ごとの計画を資料として提出することはできません。

○政府委員(竹内良夫君) 昭和三十五年には埋め立て面積は約一千七百七十七ヘクタールですが、昭和四十五年には約十五倍に当たる一万七千四百八十九ヘクタール、今後七万ヘクタール埋め立てる計画があるんだと、こういうふうに私どもも聞いておるわけですね。したがって、今後どこを、たとえば紀伊水道地区はどうか、大阪湾あるは播磨灘、あるいは備前瀬戸、安芸灘、伊予灘、周防灘というふうに、どういう計画であるのか、これを一応きょうここで資料をお持ち願えなかつたら、あとでこれも資料として出してほしいと思ふます。

○政府委員(竹内良夫君) 現在港湾審議会等におきまして、港湾管理者のつくりました計画をチェックしている、運輸大臣のほうで審議しているという形をとっております。その審議会を経ました計画はそれぞれの港において持っております。したがって、先生のおっしゃいました御要望に對しましては、それぞれの港湾ごとの計画を資料として提出することはできません。

○政府委員(竹内良夫君) 現在港湾審議会等におきまして、港湾管理者のつくりました計画をチェックしている、運輸大臣のほうで審議しているという形をとっております。その審議会を経ました計画はそれぞれの港において持っております。したがって、先生のおっしゃいました御要望に對しましては、それぞれの港湾ごとの計画を資料として提出することはできません。

○政府委員(竹内良夫君) 現在港湾審議会等におきまして、港湾管理者のつくりました計画をチェックしている、運輸大臣のほうで審議しているという形をとっております。その審議会を経ました計画はそれぞれの港において持っております。したがって、先生のおっしゃいました御要望に對しましては、それぞれの港湾ごとの計画を資料として提出することはできません。

○政府委員(竹内良夫君) いま先生のおっしゃいました六万云々という数字は、ちょっと私のほう現在持っておりますが、大体埋め立ての計画と申しますのは各地方公共団体あるいは港湾管理者がそれぞれ毎年つくる形になっておまして、国といたしまして、たとえば港湾整備五カ年計画というふうな形で全体的に計画的に埋めていくということはおやっております。いま手持ちとして持っております資料で申し上げますと、瀬戸内海地域には新産業都市が四つございまして、工業整備特別地域が三つございまして、それぞれの造成済みの面積とか、あるいは造成中の面積は、私のほういま調べておりますけれども、トータルとして計画としては持っております。

○政府委員(竹内良夫君) いま先生のおっしゃいました六万云々という数字は、ちょっと私のほう現在持っておりますが、大体埋め立ての計画と申しますのは各地方公共団体あるいは港湾管理者がそれぞれ毎年つくる形になっておまして、国といたしまして、たとえば港湾整備五カ年計画というふうな形で全体的に計画的に埋めていくということはおやっております。いま手持ちとして持っております資料で申し上げますと、瀬戸内海地域には新産業都市が四つございまして、工業整備特別地域が三つございまして、それぞれの造成済みの面積とか、あるいは造成中の面積は、私のほういま調べておりますけれども、トータルとして計画としては持っております。

○政府委員(竹内良夫君) いま先生のおっしゃいました六万云々という数字は、ちょっと私のほう現在持っておりますが、大体埋め立ての計画と申しますのは各地方公共団体あるいは港湾管理者がそれぞれ毎年つくる形になっておまして、国といたしまして、たとえば港湾整備五カ年計画というふうな形で全体的に計画的に埋めていくということはおやっております。いま手持ちとして持っております資料で申し上げますと、瀬戸内海地域には新産業都市が四つございまして、工業整備特別地域が三つございまして、それぞれの造成済みの面積とか、あるいは造成中の面積は、私のほういま調べておりますけれども、トータルとして計画としては持っております。

○政府委員(竹内良夫君) いま先生のおっしゃいました六万云々という数字は、ちょっと私のほう現在持っておりますが、大体埋め立ての計画と申しますのは各地方公共団体あるいは港湾管理者がそれぞれ毎年つくる形になっておまして、国といたしまして、たとえば港湾整備五カ年計画というふうな形で全体的に計画的に埋めていくということはおやっております。いま手持ちとして持っております資料で申し上げますと、瀬戸内海地域には新産業都市が四つございまして、工業整備特別地域が三つございまして、それぞれの造成済みの面積とか、あるいは造成中の面積は、私のほういま調べておりますけれども、トータルとして計画としては持っております。

まで至りませんでした。そういう問題提起を二宮議員がしたわけです。私もある程度この点を明確にしておかなければならぬじゃないかと思えます。私の知る限りでは、たとえはこういうケースが出た場合どうなるかということです。私は法律屋でもないから、素朴なことは質問になると思えますが、最近、日本列島の随所で海流、潮流によって在来の既成の陸地が洗われる、陸が海になった、墓地まで取られちゃったなんというところがあるわけですね。そういう場合、海というのは公有物だと、こう言っておるわけでありませぬが、しかし登記上は陸地なわけですね、滅失登録しない限りは。そういう場合に、これは海になつたんだから、これは自分の所有権がなくなるわけです。それをどういう法律でどういうように扱えばいいのか、なかなかこれはまためんどうなことだと思えますね。そうして今度は、もう何となく、陸が海になつた。しかし登録上は自分の土地を埋める、経済的に価値があるかどうかかわかりませんが、そうなる、海を埋めるということになると、いまの公有水面埋立法の対象になつてくるわけだね。そういうように私有財産権の、特に領海内の公有水面との関係、これは民事上の問題になつた場合にどうなりますか。これは法務省のほうからお聞きしたいと思えます。

○説明員(古館清吾君) まず海が私有権の対象になるか否かという問題でございますけれども、民法では、私有権の対象になるものにつきましては、支配可能なもの、つまり不動産または動産ということになっております。そういうふうに考えてまいりますと、海は不動産にも動産にもあたらないということから、私有権の対象にはなりません。また、それを所有権の対象にする法律の措置も考えるべきじゃないかという問題になりますと、海そのものが支配可能なかどうかという点では、古今東西を通じて、海は支配不可能であるということから、海につきましては私有権を認めていないということでございます。

○説明員(古館清吾君) 判断の基準は社会通念によることになりませんか。私には、社会通念というものが、一つのおおよそこれは常識だろという社会通念があると思えますが、その社会通念の具体例はどういうことですか。

○説明員(古館清吾君) 一番端的な例は、きょう海流で土地が海没しまして、翌日また土地があらわれたというような場合は、これは一番典型的な例だと思えます。

○説明員(古館清吾君) 社会通念の具体例は、きょう海流で土地が海没しまして、翌日また土地があらわれたというような場合は、これは一番典型的な例だと思えます。

○説明員(古館清吾君) 社会通念の具体例は、きょう海流で土地が海没しまして、翌日また土地があらわれたというような場合は、これは一番典型的な例だと思えます。

○説明員(古館清吾君) 社会通念の具体例は、きょう海流で土地が海没しまして、翌日また土地があらわれたというような場合は、これは一番典型的な例だと思えます。

○説明員(古館清吾君) 社会通念の具体例は、きょう海流で土地が海没しまして、翌日また土地があらわれたというような場合は、これは一番典型的な例だと思えます。

○説明員(古館清吾君) 社会通念の具体例は、きょう海流で土地が海没しまして、翌日また土地があらわれたというような場合は、これは一番典型的な例だと思えます。

○説明員(古館清吾君) 社会通念の具体例は、きょう海流で土地が海没しまして、翌日また土地があらわれたというような場合は、これは一番典型的な例だと思えます。

○説明員(古館清吾君) 社会通念の具体例は、きょう海流で土地が海没しまして、翌日また土地があらわれたというような場合は、これは一番典型的な例だと思えます。

○説明員(古館清吾君) 社会通念の具体例は、きょう海流で土地が海没しまして、翌日また土地があらわれたというような場合は、これは一番典型的な例だと思えます。

○説明員(古館清吾君) 社会通念の具体例は、きょう海流で土地が海没しまして、翌日また土地があらわれたというような場合は、これは一番典型的な例だと思えます。

○説明員(古館清吾君) 社会通念の具体例は、きょう海流で土地が海没しまして、翌日また土地があらわれたというような場合は、これは一番典型的な例だと思えます。

○説明員(古館清吾君) 社会通念の具体例は、きょう海流で土地が海没しまして、翌日また土地があらわれたというような場合は、これは一番典型的な例だと思えます。

○説明員(古館清吾君) 社会通念の具体例は、きょう海流で土地が海没しまして、翌日また土地があらわれたというような場合は、これは一番典型的な例だと思えます。

というものについては十分な検討が必要であるというふうにも承知しております。それで、これらの基幹資源型の産業の立地問題につきましては、これは輸入の可能性であるか、あるいは海外立地の可能性、それから国内立地の可能性、その他いろいろの問題を総合的に考えて方向をきめていく必要があるかと思うわけでございますけれども、ただ大きな流れといたしましては、先ほど申し上げましたように、その知識集約化の方向から当然内陸型の、機械工業を中心といたします内陸型の産業というのが今後の日本産業の中で大きなウエートを占めていくことになるわけでございますから、そういう方向に沿った形でやはり立地政策というものも考えていく必要があるというふうにも考えております。

○高山恒雄君 環境の関係からその問題に対するひとつ見解をお聞きしたいのですが、長官も見えないようですから、次官のほうからひとつお聞きしたいと思うのです、どうお考えになるのかですね。

○政府委員(坂本三十三次君) 戦後二十数年の超高度成長というものがなされ、世界的に見ればその経済成長というものについては非常な評価を得ておる面もございます。しかし、この二十数年の間、やはり高度成長に走りあまりに環境破壊ということがずいぶん行なわれてきた。ヘドロ一つとってみても、ずいぶんなまりようであります。そういう環境を破壊してまでも高度成長を求めていくという考え方は、いまや国民的にも否定されてきておる。やはり開発か環境保全か、どちらか二者択一で選ぶというならば、環境の保全を選ぶべきである、そういう基本的見解に立ちまわして、環境庁といたしましては、残念ながら、環境庁発足以来二年間ぐらいでありましたけれども、いままでは二十数年のそのあと始末に追われてきたわけでありまして、これは本来の姿ではございませんので、これからはそういう事業にあたりましては、やはり事前に行うと調査、検討、評価をいたしまして、そして環境アセスメントと申しましようか、そういうものはやっぱりじっくり先にやって、ころばぬ先のつえというものがこれからは非常に大切になってくる、そういうふうにも痛感しておるのが私どもの基本的な考え方でございます。

○高山恒雄君 そこでお聞きしたいんですが、これは経済企画庁が刊行した新全国総合開発計画で、中国、九州を中心として開発しようとしている。で、問題は、この「広島・愛媛・大分・福岡・山口を結ぶ環状ルートを軸として」とくに、周防灘周辺地域に基礎資源型工業を中核とする大規模な工業基地の建設を図る。「また、志布志湾地区を外洋性工業基地として形成し」といいたいということが一応出されておるわけですね。これはいま検討中だという話を聞いておるのでありますが、実際問題として、やるつもりなのか。たいへんだという気が私はするわけですが、この計画だけを見ますと、実際は検討中だが、場合によってはやっぱりやろうとされるのか。先ほど私が申し上げましたように、いまの石油工業並びに製鉄工業等を考えてみますと、これ以上日本の沿岸地域の開発だけに依存してやるのが正しいかどうかということも、まずわれわれしるうと見て直感せざるを得ないんです。いま現に瀬戸内海においては赤潮が発生しておる。近海の漁業はもうかなり食糧にできないという現状におちいておる。しかも、この周防灘は、この周辺の埋め立てをした場合は約四十キロに及ぶというようにおこなわれておる。もしこういうことを日本がやった場合、その産業はある程度世界的な優秀な一産業として生きることができるといえるけれども、一方において人類の生命をそこなうような産業のみが集中産業として一定の地域にこれは強化されるというところは、どうも見のがすことのできない重大な問題だと私は思うんです。これを全部埋め立ててやろうとする計画でもありません。現にそれだけの公害が出ておるにもかかわらず、まだ検討中だということでは、この周防灘を中心とするいろいろな計画が出ておるわけですが、

基本的には、やるのかやらぬのかという問題に結論はなるわけですね。私は、この点はひとつ建設大臣あるいは環境庁長官等と、やっぱりほんとに歯どめになるんだと、われわれが歯どめにならなければ、これはやっぱり日本の産業ということを中心にして考えれば、それは内陸の産業開発よりも沿岸の産業というものは、輸出、輸入等においてそれは原料を入れるのも楽でしょう、出すのも楽でしょう。しかし、そういうことだけが日本の発展かという点、私はそうじゃないと思う。先ほど志賀工業再配置課長からの答弁がありましたように、やはり知識産業に変えなくちゃいかぬということを一応まあ考えておられるようですが、実際問題としてこの周防地域をやるのかやらぬのかという点についてはどうですか、ひとつ大臣の見解をお聞きしておきたい。

○國務大臣(金丸信君) 周防灘の開発は建設省の關係にはないようでありまして、姿勢としては、私は公害、環境保全という問題を十分検討しなればならないと思っております。これは全体的な考え方でも申し上げておるわけでございます。

○高山恒雄君 それで、実際問題としてこれを今後やるかやらぬかの問題について、環境庁が参加しておるんですか、ちょっとお聞きしたいんです、その点を。

○政府委員(坂本三十三次君) 周防灘開発計画はまだ正式には環境庁は承っておりません。

○高山恒雄君 そこで最後に伺ってみたいと思うのでありますが、この埋め立てによる環境破壊を防止して環境の保全をはかる意味から、建設大臣あるいは運輸大臣の認可を必要とする五十ヘクタール以上の大規模な埋め立ての免許については、その認可にあたって環境庁長官の意見を聴取することができると、こういうような法律になっておるわけですね。で、まだいま周防灘問題については何も聞いていないような御答弁があったわけですね。ところが、私はこれは一つは、周防灘がいま企業庁から出ておるからこの問題を現に取り上げておるのでありますけれども、今後この埋め立て

法案に基づいて一つの基準ができた、そして地方自治体においてある程度計画を立てたと、地域住民もそれに賛成をしたと、そうして大臣に認可を得るために手続をとったと、それから環境庁長官が意見を差しささむことができるというところでの法案は済んでおるわけですね。そういうことで環境庁はいいかというわけです。下から一べん上がってきたものの決定を、いやそれはいかぬと、環境上絶対やるべきでないというところまで押し詰めることができるかというところを私は疑うわけですね。こういう基準ならば、先ほど申し上げましたように、これからやろうとする重大なこの周防灘地域におけるこの開発もきまってしまうから、幾ら環境庁がその環境整備のためからこれを主張しても、私はくつがえすだけのなにはできないと、いまの状態では、ここに持つてくるためにはまず通産省が関係するでしょう。あるいは港灣関係の運輸省がこれに関係するでしょう。あらゆるところで審議して、そのできた結果に申請があったからといって、これをくつがえすだけの権限が環境庁に今日付与されておるかというところ、そうではない。事前にやっぱり参画をして、やるべきかやらざるべきかという点を確認し合せて、そこで討論をした結果が、これは環境についても決して影響はないのだという点までやらなければ、この法案で基準をつくっても、先ほど私が申しますように、建設省から見れば建設大臣の支配下にあるものはわずかに三分の一だ。日本のいまの開発の状況から見ると、すべて運輸省を中心とする開発が主体を持っておる。それにまた乗っかってやろうとするのが日本の産業、いわゆる通産省を中心とする開発ですよ。こういう根本的な問題に、私は環境庁等は、まだ生まれて二年しかたっておりませんけれども、いまこそこの重大な時期にそういう姿勢が日本には望ましいのではないかと。

したがって、この審議にあたって運輸大臣一人も来てみえない、むしろ運輸大臣のところでは審議すべきだと私は思ったんですが、しか

したがって、この審議にあたって運輸大臣一人も来てみえない、むしろ運輸大臣のところでは審議すべきだと私は思ったんですが、しか

論の立場において反映していただいているわけですから。その計画が通らなければ埋め立てはやはりやっつけかたというふうな姿勢でございまして、実行にあたりましては常々環境庁のほうと十分連絡をとっているというのが現状でございませう。

○高山恒雄君 いまお聞きしますと、結果的にはわれわれが心配しているような状態が出ておるんですよね。したがって、運輸省の考え方としては、やっぱり従来の周防灘沿岸を中心とする運送を利用して約五万ヘクタールの土地の造成を考慮しておるんでしょう。しかしそれが、この法律の基準ができたとするならば、地方自治体がすべてこの基準に基づいてやろうという計画になるわけですね。それを地方自治体が行うことになるし、申請をした結果において港灣審議会で発言を十分してもらっておると、こうおっしゃるけれども、私はどうしてそれをくつがえすことはできないかと思うんです。したがって、これは建設大臣にも意見を聞いておきたいんですが、環境次官にも意見を聞きましておきたいんですが、何としても建設大臣と環境長官は協議をして、そうして沿岸あるいは湖、沼等も全部含めて日本の全体の状態を、動植物の生育条件が確保できるのかという点も含めて、埋め立てによって自然環境を失うことのないように、事前に、やっつけかたという感じを持つわけですが、これは事後ではなかなか困難だ、審議会何人構成でやっておられるか知りませんが、地方自治体も、審議会でも強い発言をされても、地方自治体から上がってきたものはなかなか困難だと思ふんです。その困難性は、大体ここに面しておりまして市が幾らですか、十一市でしょう。昭和四十年現在の状態から見ると周防灘沿岸に十一市あるわけですね。町が十四町ですね。それに山村、人口が二百九万あるわけですね。こういう実態の中で思ひ思ひの考え方をこの基準に基づいてやろうとしてもそれは困難ですよ、大臣。したがって、

事前にやっぱり建設省と環境庁が中心になって、私は運輸大臣も入ってもらいたいと思うくらいですけれども、まずこの法律を通す限りにおいては、建設省でこれを審議しておるんですから、建設大臣が中心になって環境庁と全国全部の地域における環境の破壊というものをしてはならない地域を指定すべきだ。これをやる意思ありますか。

○国務大臣(金丸信) 先生のおっしゃられることも十分わかるわけでありまして、ただ、そういう問題につきましてはどこでどうしようと、私は最初からこの法案というものはまことに未熟な法案だということをおし上げておるわけでありまして、環境保全の問題や土地の帰属の問題や土地の適正な利用の問題やその他もろもろの問題がこの改正の中にいろいろの疑義を生じておるわけでありまして、近き将来に抜本的な改正をやるということでも、また環境庁との関係も意見を聞くということでもなくて、協議するということも強いあり方、それも私は現在の国の政治情勢から考えてみましても要請されることであるかと、こう考えますが、ぜひその問題につきましては抜本的改正のときひとつあわせて考えさせていただきますかと思ひます。

○高山恒雄君 建設大臣に非常に責任負わすような御質問申し上げておるのですけれども、なかなか建設大臣もはっきりしたことを言にくいと思ふんです。主体性が違ひますから。

○高山恒雄君 建設大臣に非常に責任負わすような御質問申し上げておるのですけれども、なかなか建設大臣もはっきりしたことを言にくいと思ふんです。主体性が違ひますから。そこで運輸省にお聞きしたいんですが、運輸省の局長として、あなたのほうは法律上の提案者でもないからどうお考えになっておるのか知りませんが、この法律の内容で、私はいま申し上げましたように、事前にやっつけかた指定地域をつくるべきだということを主張するのと同時に、しからば、それがどうしても不可能であるならば、少なくともその地域における環境庁の関係者がおられるわけですね。その関係者がそうした開発をやる場合には参考まで、そこで発言ができるという機会をつくるべきだと考えるが、それについてはあなたの方のほうはどうお考えになるのか。なお、これ環境

庁も次官その点はどうお考えになるのか。せつかくできて二年になっておりますけれども、地方にはそういう関係者がおるんです。一人ぐらいいしおられますよ、一人ぐらいいしおられますよ。なかなか困難かもしれないけれども、やっぱりそういう計画を立てるときに環境庁も参画をすべきだ、そうして中央と連絡をとりながら規制するものは規制していくという方針にならないものかどうかというのを考えるわけですが、運輸省はどうお考えになるかお聞きしたい。

○政府委員(竹内良夫) 先ほど建設大臣のお答えになったとおりでございますけれども、埋め立てに關しましては十分地域の市民の皆さま方の御意見を十分承るといふ考えを持します。また、その前の埋め立ての計画そのものはやはり一つの港灣の計画そのものの中に入りますので、その点につきましてはやはり十分環境庁の御意見等が入るような形で地方の審議会等の意見を聞いていきたいと思います。

○政府委員(坂本三十次) いま地方段階で一番最初の段階から埋め立ての問題についても環境庁は環境アセスメント等についてしっかり地方と連絡をとれというお話でございました。全く同感でございます。これにつきましては私の承っておりますところでは、関係各省庁間の覚え書きというのがございます。そして地方段階においても、埋め立て免許にあたって環境保全全部局とそれから埋め立て所管部局ができる限り早い段階から内部で調整をとりながら環境保全をはかっていくというふうな指導も環境庁といたしましては十分事前にやっつけかたもりでございます。県に対してはもういふ要請を抜きなくやっつけかたと思ひます。

○高山恒雄君 そこで先ほど申しましたように、私の希望意見とするならば、やはり建設大臣と環境庁長官の協議の上で全国的にやはり指定を先にやるべきだということをおしやるべきだと思ひます。それなくして今後の埋め立ての環境破壊阻止が完全に全うされるかどうか、阻止することができ

摘の点もひとつ十分な検討の項目に私どもも考えている次第でございます。

それから同時に、これが払い下げの土地の価格という問題に次になるわけでございますが、それにつきましては改正法の四条一項の命令で定める技術的細目の中で、予定対価の額につきまして、非営利企業の場合には大体造成原価というようなものに基づいて考え、それから営利企業の場合には、時価と埋め立てに要した費用というふうなものとの差額等を基準にして考えたらどうかというふうなところをたまたま検討しているわけでございます。そういった双方とも関連がございますので、たまたま御指摘の点を十分慎重に検討して答えを出したいと考えております。

○国務大臣(金丸信君) 先生の御意見はまことに貴重な御意見だと思っておりますが、私はいま一步前進して、土地の帰属というふうな問題、私有権を持たせるべきかどうかというふうな問題も検討しなければならぬ問題だろうと私は思います。そういうふうな問題等あわせて今後の法改正のひとつ大きな目玉として研究させていただきたいと思っております。

○高山恒雄君 これは新聞でちょっと私見た程度でありますから調査もいたしておりませんが、概要と内容がわかればお知らせ願いたいと思っておりますが、その概要がわかってきて質問の必要があれば次に質問を回したいと思っておりますが、大阪の堺臨海工業地帯というのが法人に渡っておりますので、今後は逆に大阪府がこれを買い上げたい、こういうことが新聞に出ておったと思っておりますが、これは工業の開発が不可能でそういうふうになつたのか、あるいは今日の社会情勢から大きな公害等が問題になって新設することができないというふうなことがあるのか、特にそうした集団産業としては公害のおそれがあると、こう考えたのか。とにかく内容がわかっているならばこの問題のひとつ詳しい御報告をお願いしたいと思っております。なおまた、大阪府がこれを買い上げたというの、当時売った値段からどのくらいの価格で買い

上げたのか、これも内容がはっきりしておるならばお知らせ願いたいと思っております。

○政府委員(竹内良夫君) 現在手持ちの資料ございませんので、さっそく調べて御報告したいと思います。

○委員長(野々山一三君) それでは港湾局長、いま手持ちがないと言っておりますから、早急に調査の上、資料として御提出いただけますか。

○政府委員(竹内良夫君) 大阪と連絡いたしました、資料を提出させていただきますと思います。

○高山恒雄君 その結果によっては私は質問したいと思っております……。

○委員長(野々山一三君) 本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後零時三十分散会

九月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、建築設計監理の業法制定に関する請願第五三一一号

第五三一一号 昭和四十八年八月三十日受理

建築設計監理の業法制定に関する請願

請願者 長崎市桜町五ノ一 三栗谷ビル内社

団法人長崎県建築士事務所協会の

長 深堀豊広外二百九十八名

紹介議員 初村龍一郎君

この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。